

「COTOHA Call Centerサービス」契約約款【現改比較表】 2023年8月4日現在

～2023年8月3日

2023年8月4日～

<p>第1条～第13条 (略)</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p>
<p>第14条 当社が行う本契約の解除 (略)</p> <p>2 当社は、契約者が第17条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の本サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第14条 当社が行う本契約の解除 (略)</p> <p>2 当社は、契約者が第17条第1項各号 <u>又は第2項</u>の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の本サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第15条～第44条 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>	<p>第15条～第44条 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>
	<p><u>附 則 (令和5年7月31日 C A S企第000400001055-01号)</u></p> <p><u>この改正規定は、令和5年8月4日から実施します。</u></p>